

【暫定稿その11】

前文（たたき台）

私たちのまち茂原市は、千葉県のほぼ中央部に位置し、温暖な気候と緑豊かな自然環境に恵まれ、農村文化を育むとともに、近年は、豊富な地下資源である天然ガスを利用した煙の出ない工業都市として発展してきました。

今日では、農業、工業、商業などのバランスのとれた産業構造を有し、行政、教育、産業等の拠点機能を担う、外房地域の中心的な都市となっています。

このような歴史、風土及び自然環境を背景として、「わたくしたち茂原市民は、緑ゆたかな伝統のある郷土を愛し、“均衡と調和のとれた明るく豊かな都市”をめざし、力を合わせてこの憲章を守り、理想のまちをつくりましょう」とうたう茂原市市民憲章は、昭和52年の制定以降、市民一人ひとりの心の拠りどころとなっています。

私たちは、この市民憲章の基本理念のもと、豊かな自然環境と、歴史的・文化的資産を受け継ぎ、人々のつながりを大切にしながら、地域の個性や魅力を活かして、「すべての市民が住んで良かったと思えるまち」の実現を目指しています。

地方分権の推進、少子高齢化、人口減少など、変わりゆく時代の中で、豊かな地域社会を築き上げ、次代を担う子どもたちに引き継いでいくためには、市政を議会及び市長に信託するとともに、市民一人ひとりが自ら考え、自ら参加し、決定に関与し、自ら行動する市民自治のまちづくりが必要です。

そのためには、自分たちのまちの課題について、まちづくりの担い手である市民、団体、企業等、市及び議会が、情報を共有し、共通の目的を持ち、新しい取り組みや工夫について議論を重ね、多様な主体が協働していくことにより、地域課題の解決に取り組んでいかなければなりません。

このような認識のもと、私たちは、茂原市のまちづくりの基本原則を明らかにし、市民自治によるまちづくりを進めるため、ここに茂原市まちづくり条例を制定します。

【解説】

- 前文は、条例の制定趣旨と基本的な考え方を明らかにし、条例全般にわたる解釈運用の拠りどころとなるものです。
- 前文では、初めにまちの歴史、風土、経緯、特徴、成り立ちを述べ、目指すまちの姿をうたった後、地方分権や少子高齢化、人口減少など、変わりゆく時代の中で、豊かな地域社会を築き上げ、時代を担う子どもたちに引き継いでいくために、市民一人ひとりが自ら考え、自ら参加し、決定に関与し、自ら行動する「市民自治のまちづくり」が必要であるとしています。
- まちづくり条例は、まちづくりの担い手である市民、団体、企業等や、市及び議会が、情報を共有し、共通の目的を持ち、新しい取り組みや工夫について議論を重ね、多様な主体が協働していくことにより、地域課題の解決に取り組んでいくための、基本的なルールとなるものです。
- 前文では、まちづくりの担い手である市民の決意を表明するという意味で、「私たち」という主語を用いています。

第1章 総則

目的（暫定稿）

第1条 この条例は、茂原市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治の推進及び確立を図り、もって全ての市民が住んで良かったと思えるまちを築くことを目的とします。

【解説】

- 本条では、条例を制定する目的を規定しています。
- この条例は、まちづくりに関する基本的な事項を定めるものであり、市民等、市及び議会などが共有する基本的なルールです。市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治の推進及び確立を図り、全ての市民が住んでよかったと思えるまちを築くことを、条例の目的としています。

条例の位置付け（暫定稿）

第2条 この条例は、茂原市のまちづくりの基本を定めるものであり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとします。

【解説】

- 本条では、条例の位置付けについて規定しています。

- 他の条例・規則などの制定改廃に当たって、この条例との整合性を図ることにより、この条例が持つ「まちづくりの基本的な事項を定めるもの」という位置づけを、実質的に担保しています。

定義（暫定稿）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 茂原市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する個人をいいます。
- (2) 市民等 市民並びに市内に通勤し、又は通学する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員をいいます。
- (4) 市民自治 自らの地域を良くするために、自ら考え、自ら参加し、決定に関与するとともに、自ら行動していくことをいいます。
- (5) まちづくり 「すべての市民が住んで良かったと思えるまち」にしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。
- (6) 市政 行政の運営及び議会の活動をいいます。
- (7) 協働 市民等、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解のうえ、目的を共有し、対等な立場で提携し、協力して活動することをいいます。
- (8) 参加 市民等が、まちづくりについて積極的に意見を述べ、行動に加わることをいいます。

【解説】

- 本条では、条例の位置付けについて規定しています。

（第1号及び第2号）

- 本条例における「市民」とは、茂原市に住所を有する個人を規定しています。まちづくりを担うのは、市民に限られるものではなく、市内に通学している学生や、市内の企業に勤めている人も、行事に参加するなど、まちづくりの担い手としてすでに重要な役割を担っており、今後も協力を得る必要があることから、「市民等」と定義しています。

（第3号）

- 地方自治法で市の執行機関とされている市長及びその他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監

査委員)を、「市」として定義しています。

(第4号)

- 市民等が、自らの地域を良くするために、自ら考え、自ら参加し、決定に関与するとともに、自ら行動することを、「市民自治」と定義しています。
- 茂原市基本構想では、将来都市像を「ゆたかなくらしをはぐくむ『自立拠点都市もばら』～人・自然・文化の「共生」と「共創」をめざして～」とうたっており、まちづくりの推進にあたって、市民一人ひとりが、市民相互間のもとより、市民と行政、さらには企業等との役割分担の中で、「自分たちの暮らす茂原の人・自然・文化について自ら考え、自ら参加し、ともに創りあげていく」というパートナーシップの精神を基本とした「共生」・「共創」のまちづくりを進めていくとしています。

(第5号及び第6号)

- 誰もが住み続けたいと思う、魅力あふれる茂原市にしていくための、あらゆる活動及び事業を「まちづくり」と定義しています。また、行政の運営及び議会の活動を総称して「市政」と定義しています。
- 「まちづくり」には、形として目に見えるもの（道路、建物、公園、自然環境等）と、形として目には見えないもの（歴史、文化、産業振興等）など、あらゆる活動や事業が含まれます。

(第7号)

- 市民等、市及び議会が、共通となるまちづくりの目的を共有し、それぞれの役割と責務のもと、お互いを尊重し、十分な協議と理解のうえで、対等な立場で提携し、協力して課題の解決に当たることを「協働」と定義しています。

(第8号)

- 市民等が、まちづくりの企画立案段階から実施、評価に至るまでの各段階において、積極的に意見を述べ、行動に加わることを「参加」と定義しています。
- 企画立案段階から積極的に加わることを、一般的な「参加」と区別して「参画」と表現することもあります。本条例では、「参画」の意味も含めて「参加」と定義しています。

定義（たたき台）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(4) 市民自治 自らの地域を良くするために、自ら考え、自ら参加し、決定に関与するとともに、自ら行動していくことをいいます。

【解説】

(第4号)

- 市民等が、自らの地域を良くするために、自ら考え、自ら参加し、決定に関与するとともに、自ら行動することを、「市民自治」と定義しています。
- 茂原市基本構想では、将来都市像を「ゆたかなくらしをはぐくむ『自立拠点都市もばら』～人・自然・文化の「共生」と「共創」をめざして～」とあっており、まちづくりの推進にあたって、市民一人ひとりが、市民相互間のもとより、市民と行政、さらには企業等との役割分担の中で、「自分たちの暮らす茂原の人・自然・文化について自ら考え、自ら参加し、ともに創りあげていく」というパートナーシップの精神を基本とした「共生」・「共創」のまちづくりを進めていくとしています。

まちづくりの基本原則（たたき台）

第4条 市民自治によるまちづくりを推進するための基本原則を次のとおり定めます。

- (1) 情報共有の原則 市民等、市及び議会が、必要な情報を共有し、まちづくりを進めることをいいます。
- (2) 参加の原則 市民等の参加のもとで、まちづくりを進めることをいいます。
- (3) 協働の原則 市民等、市及び議会が、協働により、まちづくりを進めることをいいます。

【解説】

- 本条では、市民等、市及び議会がともに担っていく市民自治によるまちづくりを推進する上での基本原則について規定しています。

(第1号)

- 「情報共有の原則」とは、まちづくりを進める上で、市民等、市及び議会が、お互いに必要な情報を共有しようとする原則です。参加及び協働を進める上では、情報の共有が大前提となります。

(第2号)

- 「参加の原則」とは、市民等の参加のもとで、まちづくりを進めていこうとする原則です。市民等は、まちづくりに参加する権利を有しており、市及び議会は、参加の原則を担保するための制度の整備に努める必要があります。

(第3号)

- 「協働の原則」とは、市民等、市及び議会が、それぞれの役割や責務のもと、お互いの理解と尊重の上で、対等な立場で十分な協議を重ね、協力

して課題解決に当たっていくという原則です。

第8章 実効性の確保

条例の見直し

第39条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨に照らして解釈運用がなされ、市民自治によるまちづくりの進展に寄与しているかを確認することとします。

2 市長は、前項における確認の結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、この条例の見直しを行うものとします。

【解説】

- 本条では、条例の見直しについて規定しています。
(第1項)
- 条例の実効性を確保するため、市長は、4年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨に照らして解釈運用がなされ、市民自治によるまちづくりの進展に寄与しているかどうかを確認します。
(第2項)
- 第1項の確認の結果や、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて、この条例を見直すこととしています。著しく社会経済情勢が変化した場合など、急を要する場合は、この限りではありません。
- 解釈運用の状況確認及び見直しにあたっては、本条例が市民、市及び議会によって遵守されているかどうか、策定時と同様に幅広い意見を聴きながら、検証する必要があります。

項目	H27.3.13 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
前文(1) まちの歴史・風土・経緯・特徴・成り立ち	<p>私たちのまち茂原市は、千葉県のほぼ中央部に位置し、温暖な気候と緑豊かな自然環境に恵まれ、農村文化を育むとともに、近年は、豊富な地下資源である天然ガスを利用した煙の出ない工業都市として発展してきました。</p> <p>今日では、農業、工業、商業などのバランスのとれた産業構造を有し、行政、教育、産業等の拠点機能を担う、外房地域の中心的な都市となっています。</p>	<p>私たちの茂原市は、千葉県のほぼ中央部に位置し、一宮川などの水利と温暖な気候に恵まれ、緑豊かな景観と農村文化を育んできました。</p> <p>近年は、農業に加えて、豊富な地下資源である天然ガスを利用した「煙の出ない工業都市」として、九十九里地域最大の商業、工業、教育などの中心として発展してきました。</p> <p>昭和27年、1町6村が合併して茂原市が誕生し、昭和47年には本納町と合併して、現在の茂原市の姿になりました。</p>
前文(2) 目指すまちの姿	<p>このような歴史、風土及び自然環境を背景として、「わたくしたち茂原市民は、緑ゆたかな伝統のある郷土を愛し、“均衡と調和のとれた明るく豊かな都市”をめざし、力を合わせてこの憲章を守り、理想のまちをつくりましょう」とうたう茂原市市民憲章は、昭和52年の制定以降、市民一人ひとりの心の拠りどころとなっています。</p> <p>私たちは、この市民憲章の基本理念のもと、豊かな自然環境と、歴史的・文化的資産を受け継ぎ、人々のつながりを大切にしながら、地域の個性や魅力を活かして、「すべての市民が住んで良かったと思えるまち」の実現を目指しています。</p>	<p>私たちは、この歴史ある文化と自然を大切に保存しながら、人々のつながりを大切にし、自立した地域社会を築き、「開かれた、誰もが自由にまちづくりに参加できるまち茂原」を目指しています。</p>

項目	H27.3.13 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
前文(3) 参加・協働・市民自治	<p>地方分権の推進、少子高齢化、人口減少など、変わりゆく時代の中で、豊かな地域社会を築き上げ、次代を担う子どもたちに引き継いでいくためには、市政を議会及び市長に信託するとともに、市民一人ひとりが自ら考え、自ら参加し、決定に関与し、自ら行動する市民自治のまちづくりが必要です。</p> <p>そのためには、自分たちのまちの課題について、まちづくりの担い手である市民、団体、企業等、市及び議会が、情報を共有し、共通の目的を持ち、新しい取り組みや工夫について議論を重ね、多様な主体が協働していくことにより、地域課題の解決に取り組んでいかなければなりません。</p>	<p>戦後からいわゆる「高度経済成長期」までの時代は、日本全体が所得倍増、経済成長を目指しており、茂原市も例外ではなく、都市インフラの整備で土地購入など積極的に投資してきました。</p> <p>バブル経済崩壊後、世の中の状況が変わったにもかかわらず、その変化に対応できなかったため、平成13年度の茂原市の借金は約958億円（平成13年度一般会計予算は約266億円）と大きく膨らんでしまいました。（平成24年度末の残高見込みは約630億円、平成24年度一般会計予算は約258億円）</p> <p>そして、特に、土地開発公社などの債務負担が約170億円と巨額であり、行財政運営の硬直化と議会のチェック機能不全が最大の原因と思われていますが、現在も市の財政負担となって行政サービスの低下を招いています。</p> <p>市民についても、行政から茂原市の財政悪化について分かりやすく説明が行われなかったこともあり、危機的状況について気が付かなかったため、まちのことにあまり関心を持ちませんでした。</p> <p>小中学校の耐震化は遅れている、子ども医療費助成が県内最低レベル、可燃ゴミ袋の値段が県内最高水準など、様々な面で市民生活を圧迫し、しばらくして市</p>

項目	H27.3.13 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
		<p>民がその原因に気が付いたときには、市の財政は破綻寸前状態になっていました。</p> <p>現在、市では「財政健全化計画」を推進しています。5年・10年後に住んでよかったと思えるように、市民・行政・議会が協働でまちづくりに参加することが最も重要になってきています。</p> <p>当然のことながら、茂原市は色々な価値観を持った人々が暮らしています。複雑な社会の中で、地方分権、少子高齢化、人口減少など、変わりゆく時代を生きていくためには、市民一人ひとりが自ら考え、意見表明し、参加し、決定する「市民自治」がまちづくりの原点であり、必要です。</p>
前文(4) 条例の位置付け・制定・結び	<p>このような認識のもと、私たちは、茂原市のまちづくりの基本原則を明らかにし、市民自治によるまちづくりを進めるため、ここに茂原市まちづくり条例を制定します。</p>	<p>私たちは、茂原市市民憲章の基本理念および市民自治の精神のもと、自分たちのまちの課題を、市民・議会・市や団体・企業等のまちづくりの担い手が、情報を共有し、自由に参加し、まちづくりの課題について話し合い、共通の目的を持って協働しながら、その課題に対する新しい取り組みや工夫などについて議論し、実行することが必要です。</p> <p>このためには、それぞれが持っている情報を共有するための仕組みや参加の方法、協働の考え方などを、仕組みとして条例で定めておく必要があります。</p>

項目	H27.3.13 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
		<p>この条例により、市民、市および議会との関係が限りなく水平となり、信頼と緊張感のある市民参加のまちづくりが可能になります。</p> <p>そして、この条例が「茂原市まちづくり条例」であり、茂原市の市民自治によるまちづくりの基本であることを、ここに宣言いたします。</p>
目的	<p>第1条 この条例は、茂原市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治の推進及び確立を図り、もって全ての市民が住んで良かったと思えるまちを築くことを目的とします。</p>	<p>第1条 この条例は、茂原市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにし、自治の仕組みを制度として定めることにより、茂原市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とします。</p>
定義(3) 市民自治	<p>(4) 市民自治 自らの地域を良くするために、自ら考え、自ら参加し、決定に関与するとともに、自ら行動していくことをいいます。</p>	<p>(3) 市民自治 自らの地域をよくするために、自分たちで考え、決定に関与し、行動していくことを言います。</p>
まちづくりの基本原則	<p>第4条 市民自治によるまちづくりを推進するための基本原則を次のとおり定めます。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市民等、市及び議会が、必要な情報を共有し、まちづくりを進めることをいいます。</p> <p>(2) 参加の原則 市民等の参加のもとで、まちづくりを進めることをいいます。</p>	<p>第4条 市民自治によるまちづくりを推進するための基本原則を次のとおり定めます。</p> <p>(1) 情報共有の原則</p> <p>(2) 参加の原則</p> <p>(3) 協働の原則</p>

項目	H27.3.13 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
	(3) 協働の原則 市民等、市及び議会が、協働により、まちづくりを進めることをいいます。	
条例の見直し	<p>第 39 条 市長は、この条例の施行後、4 年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨に照らして解釈運用がなされ、市民自治によるまちづくりの進展に寄与しているかを確認することとします。</p> <p>2 市長は、前項における確認の結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、この条例の見直しを行うものとします。</p>	<p>(附則)</p> <p>市長は、この条例の内容を常により良いものにするために、社会経済情勢の変化に照らして、4 年を目途に適宜見直しを行い、必要に応じて改正を行うものとします。見直しおよび改正にあたっては、制定時と同じように市民が参加するものとします。</p>